

# 感覚研究コンソーシアム 会員規程

Ver. 3.0

(趣旨)

第1条 感覚研究コンソーシアム（以下、本会）会則第6条に規定する会員に対して、必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 本会の会員種別は下記のとおりとする。

- (1) 一般会員
- (2) スタートアップ/ベンチャー会員
- (3) 特別会員 (①行政、アカデミア等、②銀行)

(年会費)

第3条 本会への入会にあたっては、下記に定める年会費を支払うこととする。

- (1) 一般会員 250,000円
- (2) スタートアップ/ベンチャー会員 150,000円  
ただし、自社の有する知財や自社開発品等を本会に提案し、評議会に認められた場合は、年会費を免除することができる。
- (3) 特別会員 無料

2 新規会員が年度途中（10月1日から3月31日）に入会する場合は、入会を希望する会員種別における年会費の半額を支払うこととする。

3 WG等の活動における研究開発費は、別途WGの構成メンバーで協議の上、各会員が負担する。

(納入方法等)

第4条 会員は、別に定める納入通知書に基づいて、前条の年会費を全額一括で支払うものとする。

2 年度の途中で会員資格を喪失した場合でも、既に納入した年会費を返還しないものとする。

(会員サービス)

第5条 各会員が受けられるサービスは下記のとおりとする。

- (1) 一般会員
  - (ア) WGにメンバーとして参加することができる。
  - (イ) セミナー受講にあたり、5名まで参加可能とする。ただし、それ以上参加する場合は、1人につき、5,000円支払うことで参加させることができる。
- (2) スタートアップ/ベンチャー会員
  - (ア) WGに対して、知財や自社開発品等を提案することができる。また、要請により、様々なプロジェクトへ協力することができる。
  - (イ) セミナー受講にあたり、3名まで参加することができる。ただし、それ以上参加する場合は、1人につき、5,000円支払うことで参加させることができる。
- (3) ①特別会員（アカデミア等）
  - (ア) WGにメンバーとして参加することができる。

(イ) セミナー受講にあたり、参加人数の制限は設けない。ただし、会員でないものの参加の場合は、入会を検討することを条件とする。

②特別会員（行政等）

(ア) WGにメンバーして参加することができる。

(イ) セミナー受講にあたり、5名まで参加可能とする。ただし、それ以上参加する場合は、1人につき、5,000円支払うことで参加させることができる。

③特別会員（銀行）

(ア) 会員勧誘やシンポジウムの出席案内など本会の啓発に協力する。

(イ) セミナー受講にあたっては、最大5名まで出席可能とする。

（入会基準）

第6条 各会員の入会基準は下記のとおりとする。

(1) 一般会員

(ア) 営利を目的とする全ての企業

(2) スタートアップ/ベンチャー会員

(ア) 創業3年以内の企業

(イ) 非上場の中小企業

(ウ) 個人事業主

(3) 特別会員（①アカデミア、②行政等、③銀行）

(ア) 大学

(イ) 官公庁、自治体

(ウ) 非営利団体

(エ) 銀行（ただし、本会より指名のあった銀行とする）

なお、グループ企業の親会社が入会する際は、別途一般会員として入会すること。（禁止事項）

第7条 本会の会員は、以下に定める事項を行ってはならない。

(1) 本会の一切の権利や資格を第三者に譲渡または貸与すること。

(2) 本会の活動において、他者の権利等を侵害する行為。

附則

（施行期日）

1 この会員規程は、2018年11月1日から施行する。

2 Ver. 2.0は、2019年2月28日から施行する。

3 Ver. 3.0は、2024年4月1日から施行する。